会　　議　　録

1　会議の名称	総務常任委員会
2　日　　時	令和　５年　３月　２日（木） 午前　　９時３０分　　開会 午前　１０時　６分　　閉会
3　場　　所	全員協議会室
4　出　席　者 （７人）	長嶋　一樹　　今野　康敏　　越水　崇史 橋田　夏枝　　小沼　富夫　　大山　学 八島　満雄
5　欠　席　者	なし
6　説　明　員 （４人）	副市長（宍戸　晴一） 市民生活部長（大津　隆治） 人権・広聴相談課長（小瀬村　正宜） 人権・広聴相談課広聴相談係長（大澤　貴之）
7　傍　聴　者	１人
8　事　務　局	次長　主査
9　会議のてんまつ	別紙のとおり

議　　題　　議案第７号　伊勢原市犯罪被害者等支援条例の制定について
結　　果　　可　決

午前９時３０分　開会

○委員長【長嶋一樹議員】　　おはようございます。ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

ここで、執行者側から副市長に御出席いただいておりますので、御挨拶をお願いいたします。

○副市長【宍戸晴一】　　おはようございます。本日の総務常任委員会におきましては、「議案第７号、伊勢原市犯罪被害者等支援条例の制定について」につきまして、御審査をいただきます。

国では、犯罪被害者等を支援することを目的に、犯罪被害者等基本法が制定されまして、本市におきましても、これまで総合的対応窓口を設置いたしまして、かながわ犯罪被害者サポートセンターと連携して対応してまいりましたが、今回、より一層の支援の充実を図るため、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとりまして、犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的といたしまして、新たに条例を制定するものでございます。

先日の本会議におきまして総括的に御審議をいただいておりますけれども、本日の委員会におきまして詳細な御審査をいただきまして、ぜひ御理解を賜りますよう、お願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長【長嶋一樹議員】　　それでは、「議案第７号、伊勢原市犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題といたします。

本案については、本会議の際、細部にわたって説明がされていますので、直ちに質疑に入ります。なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には３項目程度に区切ってお願いいたします。

○委員【大山学議員】　　それでは、議案第７号についての質疑を行います。

まず、本会議の答弁の中で、他市、警察、弁護士会ほか関係団体から課題等の情報交換を行ったとの答弁がありましたけれども、どのような内容の課題等があったのかをお伺いいたします。

それから、逐条で質疑をさせていただきますけれども、３条２項に、犯罪被害者の支援は、「経済的負担について配慮された」とありますが、これについて、どのような配慮がされたのかを具体的にお伺いいたします。

もう１点、４条２項に「必要な見識を有する職員」という文言がありますけれども、この「必要な見識を有する職員」とはどのような職員をいうのかをお伺い

します。
　まず、以上３点お願いします。
○人権・広聴相談課長【小瀬村正宜】　　順次御答弁させていただきたいと思います。
　まず、１点目ですけれども、先進他市からは、条例や施策の内容、犯罪被害者等への対応等につきまして、ふだんから配慮すること等について、神奈川県警察本部及び伊勢原警察署からは、事件発生から捜査、さらに犯罪、逮捕に至るまでの犯罪被害者等を取り巻く状況等について、神奈川県弁護士会からは、犯罪被害者等が受ける二次被害や再被害防止の対応等について、被害に遭われた方々の団体からは、被害者等支援に対する国民全体の理解不足等について意見交換を行い、条例及び支援施策の参考といたしました。
　２点目でございますけれども、犯罪被害者等は、犯罪により心身ともに害を被ることで、働くことができなくなり、生活に困窮するなど、これまでの生活が一変してしまいます。このような状況に対応するため、少しでも迅速な経済的支援といたしまして、支援金の支給を行うことといたしました。
　３点目でございます。犯罪被害者等は、多くの方が経験したことがない苦しい思いをするということから、対応する際には十分な配慮が必要となっております。このようなことから、今回の条例制定に合わせまして、総合的対応窓口であります人権・広聴相談課の職員１名を今年度、２０回にわたる外部の研修に派遣させていただきまして、神奈川県や神奈川県警察本部における犯罪被害者等の支援について、弁護士、公認心理師による犯罪被害者等を取り巻く状況や、対応する際に配慮する点についてなど、専門的な知識の習得に努めてまいりました。来年度以降につきましても、研修等への職員の派遣を通じて、引き続き資質の向上に努めてまいりたいと考えております。
　以上です。
○委員【大山学議員】　　それでは、次に、第７条の３号、「避難場所の提供、転居に要する費用の助成その他必要な支援」とありますけれども、本市から他市に転居する場合、また逆に他市から本市に来る場合の手続等の説明をお願いいたします。
　次に、１１条、「民間支援団体が果たす役割」とありますけれども、この民間支援団体というのはどのような団体を指すのかをお伺いいたします。
　最後ですけれども、１４条、「必要な事項は、規則で定める」とあります。具体的にどのような規則なのかをお伺いします。
　以上です。
○人権・広聴相談課広聴相談係長【大澤貴之】　　それでは、順次説明させていただきます。
　まず、１点目、条例第７条第３項の他市に転居する場合とありますけれども、こちらにつきましては、犯罪被害に遭ったとき、本市に住民票がある方が支援対象となります。本市から他市へ転居する際、助成の対象といたします。そのよう

なことで、伊勢原市において手続を進めていただくことになります。

２点目、民間支援団体についてです。民間支援団体である被害者支援センターは、現在、全国全ての都道府県に設置されております。そこでは専門相談員による電話や面談による相談支援、さらに警察や裁判所等への付添支援なども行っております。また、全国の被害者支援センターが加盟します全国被害者ネットワークの下、広域連携による支援も行っております。神奈川県では、ＮＰＯ法人神奈川被害者支援センターが相談支援や付添支援の支援活動を行うほか、かながわ犯罪被害者サポートステーションを神奈川県、神奈川県警察本部と一体で運営しており、神奈川県内の犯罪被害者等の支援に大きな役割を果たしております。また、被害者支援自助グループである、ピア・神奈川も、茅ヶ崎市役所やかながわ県民センターで電話相談等の支援を行うほか、自らが被害者という立場の自助グループとしての支援活動を行っております。

３点目、規則についてです。規則は、条例を実施していくために、支援の対象者、金額、日数等の具体的な支援内容のほか、事務処理等について定めていくものです。市議会で条例案をお認めいただきました後、市長が定めることといたします。

以上です。（「了解です」の声あり）

○委員【橋田夏枝議員】　　それでは、私からも、議案第７号について、まず、２点質問いたします。

条例に基づく被害者等への支援策として被害者に支給する場合、決定までにどれぐらいを要して、決定後どのぐらいで支給されるのか確認します。

２点目です。神奈川県は、５年ごとに条例の状況を検討し、必要な措置を講ずる旨を定めておりますが、本市にはそういった条文を定めておりません。条例制定後、見直しについての市の考え方について、お伺いいたします。

○人権・広聴相談課長【小瀬村正宜】　　順次御答弁させていただきます。

１点目でございます。県内先進市でも支援金を支給したケースは少なく、横浜市では支給までに１か月程度を要するとのことでございますけれども、本市といたしまして、できる限り早い支給ができますよう努めてまいりたいと考えております。

２点目でございます。神奈川県犯罪被害者等支援条例の附則に、「この条例の施行の日から起算して５年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と定められております。神奈川県におきまして必要な措置が講じられた場合等には、本市の支援施策等について見直し等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】　　了解いたしました。

続きまして、２点質問します。

第２条、用語の定義には、神奈川県は「二次被害」とありますが、本市はそのほかにも「再被害」を明記しております。市条例の用語の意義に「再被害」を加

えた理由についてお聞きします。

もう１点です。犯罪被害者を行政支援するには、県との連携が必要不可欠になりますが、どういったことを重視していくのか。警察との連携方法で、従来と異なることはあるのか、お聞きします。

○人権・広聴相談課長【小瀬村正宜】　　１点目の御質疑でございます。犯罪による被害の後、被害者が苦しめられる被害といたしまして、周囲からの誹謗中傷等による二次被害と、再び同じ加害者による再被害がございます。犯罪被害者等基本法第１５条におきまして、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保する」ということが定められております。また、被害者の方々からも、被害者の方々が属されている団体からも、条例に再被害の防止を規定することが求められていること、さらには、現在各自治体の条例におきましても再被害の防止が定められていること、これらを踏まえまして、本市の条例におきましても規定させていただきました。

２点目でございます。これまで犯罪被害者等に対しましての支援につきまして、伊勢原警察署が設置しております、本市を含めました市内の医療機関や民間企業等の関係機関で構成されております伊勢原被害者支援ネットワーク会議におきまして、犯罪被害者等支援に関する情報の共有を定期的に行ってまいりました。今後におきましては、個別の犯罪被害者等の支援に関し、連携しながら対応していくことを伊勢原警察署及び神奈川県警察本部と確認をしております。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】　　了解いたしました。

最後です。県内自治体と比較して、本市が支援内容をより充実させた理由について確認します。

○人権・広聴相談課広聴相談係長【大澤貴之】　　ただいまの質疑に対しまして、御答弁させていただきます。このたび条例を検討するに当たりまして、既に条例を制定しております横浜市、川崎市、横須賀市、茅ケ崎市、秦野市の各市へ伺い、支援の内容、課題について、また、神奈川県警察本部、伊勢原警察署、神奈川県弁護士会などからは、被害者を取り巻く状況や具体的な支援の必要性について、情報交換を複数回にわたり実施いたしました。犯罪被害者の被害の早期回復などを目的に、本市の犯罪被害者支援施策の作成に努めた結果、今回のような施策とさせていただきました。

以上です。（「了解です」の声あり）

○委員【越水崇史議員】　　では、質問させてもらいます。第９条に「支援を行わないことができる」場合とありますが、具体的な事例について確認をお願いします。

民間支援団体との情報提供とありますけれども、情報の保護、管理について、漏えいの際の規定などありますでしょうか。

３つ目、申請及び相談について、２親等までということですけれども、例えば、被害者の方の両親、祖父母が死亡、もしくは認知症などによって、その方から相

談できない例も考えられるわけですけれども、例えば、４親等ぐらいまで広げたら、被害者の方が声を上げられない場合でもカバーできると考えるんですが、いかがでしょうか。

○人権・広聴相談課長【小瀬村正宜】　　順次御答弁させていただきます。

まず、１点目でございます。犯罪被害者等が、犯罪を誘発するなど、犯罪被害者にもその責めに帰すべき重大な事由がある場合や、暴力団等反社会的構成員等及びその関係者である場合、その他、社会通念上支援を行うことが適切でないと認められる場合、支援を行わないことができることを規定させていただいております。

続きまして、２点目でございます。条例の第１１条の民間支援団体への情報の提供等につきましては、本市の犯罪被害者等支援施策等の情報を民間支援団体に提供していくことで、民間支援団体の活動の一層の充実を図り、犯罪被害者等に本市の支援施策がより広く伝わることを目的に規定したものでございます。本市が保有する犯罪被害者等の個人情報を民間支援団体に提供することを規定したものではございません。

最後に３点目でございます。支援金におきましては、本人及びその家族が早期に回復し、日常生活を取り戻すことが目的であることを踏まえ、原則本人申請としております。その家族の状況にもよりますが、２親等以内の親族に申請していただくこととさせていただいております。なお、特段の事情がある場合は期限の延長を認め、本人が申請できることといたしております。

以上でございます。（「了解しました」の声あり）

○委員【小沼富夫議員】　　それでは、私から１点だけ質問させて、２点ですね。

１点目ですけれども、親族間による犯罪被害である場合については、支援金が加害者の利益につながることが予想されるため、原則、支給は行わないとなっておりますけれども、しかしながら、特例的に支給される場合があると考えますけれども、本市の見解を、まず、聞きます。

○人権・広聴相談課長【小瀬村正宜】　　特例的な場合といたしましては、離婚調停中の事件やＤＶ被害等を想定しておりますが、詳細につきましては、国の犯罪被害給付制度に準じて対応していきたいと思います。

以上でございます。

○委員【小沼富夫議員】　　ただいまの御答弁で、国の犯罪被害給付制度と同様の取扱いをしたいということでございますので、了解させていただきます。

そこで、具体的に考えられる、支給される場合の特例的な事例を何点か紹介いただけたら幸いです。よろしくお願いします。

○人権・広聴相談課長【小瀬村正宜】　　すみません、先ほど御答弁させていただきましたけれども、具体的な特例的な例といたしまして、例えば、離婚調停中の事件、ＤＶ被害等の想定事件、ＤＶ被害の場合、家族等が想定されているわけですけれども、家族であったとしても、本当に実体的に、もう家族であることが成り立っていないような家庭である場合等につきましては、こういった形の中で

給付制度に準じた中で対応してまいりたいと考えております。
以上でございます。（「了解」の声あり）
○委員【今野康敏議員】　私からも、議案第７号について何点か質疑させていただきます。
まず、本市がこの条例を制定することは、ＳＤＧｓが掲げます、誰一人取り残さない理念にも通ずるものとして、その意義は極めて大きいと考えております。今後、条例が制定されたことを市内外へ周知していくことが必要かと考えます。市民に周知することで、誰一人取り残さない理念で、市民の安心安全な環境づくりに伊勢原市が積極的に取り組んでおり、そして、住みよいまちづくりに率先して取り組んでいることのＰＲにもつながると確信しております。さらに、移住、定住にもつながっていくことも期待できるかと思います。まず、この点について、本市の見解をお伺いいたします。
○市民生活部長【大津隆治】　それでは、本市の見解ということで、私からお答えさせていただきます。
本市が犯罪被害者等支援条例を制定いたしまして、犯罪被害者等に寄り添った支援を実施していくことについて、市民等に周知していくことは、大きく２つの点から大変重要であると考えてございます。
まず、１点目といたしましては、条例第５条に規定いたしました、市民等の責務の理解促進を図ることでございます。犯罪被害者等が早期にこれまでの日常生活、社会生活を取り戻すためには、国、県、市で実施しております支援はもとより、地域社会において配慮、尊重され、支えられることが不可欠となります。国で定めております第４次犯罪被害者等基本計画においても、犯罪被害者等のための施策の効果は、国民の理解、協力がなければ十分に発揮されない。犯罪被害者等は、地域社会において配慮・尊重され、支えられることで初めて平穏な生活を回復することができることから、犯罪被害者等のための施策の実施と国民の理解・協力は車の両輪である」とされていることから、市民等へ周知し、地域で犯罪被害者等を支えていく風土を醸成していく必要があると考えてございます。
２点目として、議員の御質疑にもありますように、本市が犯罪被害者等に寄り添った支援を実施することについて、市内外に周知し、さらには地域で支え合う風土が醸成されることにより、住みやすい、住んでみたいまちの一つとしての魅力にもつながると考えてございます。市民等への周知につきましては、何度も繰り返し継続して行っていくことが重要であると考えており、様々な機会を捉え、多様な周知方法により周知を図っていきたいと考えてございます。
以上です。
○委員【今野康敏議員】　ありがとうございます。ぜひ積極的にＰＲも含めて、よろしくお願いいたしたいと思います。
続いて、２点目の質疑でございます。本条例を策定するに当たり、県内で既に条例が策定されている横浜市、茅ヶ崎市などの例を参考にしたと推察しております。そこで伺いますが、この横浜市、また茅ヶ崎市などの条例のどの点を参考に

しているのか、そして、本市独自のさらなる支援策は検討したのか、お伺いいたします。
○人権・広聴相談課長【小瀬村正宜】　　本条例案につきましては、横浜市、川崎市、横須賀市、茅ケ崎市、秦野市へお伺いさせていただき、意見交換をさせていただきました。各市の内容をそれぞれ参考とさせていただいております。参考とした点につきましては、条例に規定しております項目や具体的な支援施策についてです。また、先進市が行っております支援施策以外の支援についてですけれども、被害者の方々の団体等からも要望はございませんでしたことから、本市独自の支援施策は加えておりません。
　以上でございます。
○委員【今野康敏議員】　　承知しました。
　最後に２点お伺いいたします。
　本条例制定に先立ち、令和４年１２月５日から１か月の期間でパブリックコメントを募集し、その中の意見にもあったのですが、重傷病支援金の支給要件に、１か月以上の療養かつ３日以上の入院を要する負傷、疾病と規定されております。コロナ禍になり、各医療機関の病床逼迫等により３日以上の入院は困難になってきている状況もございます。この支給要件を決めた根拠、理由をお伺いいたします。あわせて、パブリックコメントの「市の考え方」では、この入院要件を今後先進市を参考に検討していくとのことですが、具体的な対応策、スケジュールが決まっていれば、お伺いいたします。
　最後にもう１点でございます。本条例に基づく被害者等への支援策について、お伺いいたします。配食サービス費用の助成、一時預かりサービス費用の助成についての具体的なサービス内容及びサービスを受けるまでの申請プロセスをお伺いいたします。
　以上です。
○人権・広聴相談課長【小瀬村正宜】　　パブリックコメントにおきましては、重傷病支援金の支給要件について、入院要件の見直しに関する御意見をいただきましたが、こちらの御意見につきましては、現在本市と同様に条例制定を進めております相模原市で議論されているものでございます。相模原市の内容や先進市の状況を見て、今後判断していくことといたしております。
　２点目といたしまして、各支援サービスについてでございます。各支援サービスに対する費用の助成の支援につきましては、サービス利用後に請求書等、必要書類を添付して申請書を提出いただくことと考えております。
　以上でございます。
○委員長【長嶋一樹議員】　　ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めて、質疑を終結します。
　それでは、本案についての意見等をお願いいたします。
○委員【橋田夏枝議員】　　「議案第７号、伊勢原市犯罪被害者等支援条例の制定について」に対しての意見を述べさせていただきます。

犯罪被害者や遺族が受けた心の傷は非常に深いものがあり、元の生活を取り戻すことは容易ではありません。多くの方が泣き寝入りをしてきたという事実もあります。事件のショックで働けなくなった人、事件現場が自宅だった場合、自宅に住めなくなる人、周囲から偏見と差別の視線を注がれて生きている人など、全国にはたくさんいらっしゃったのに、従前は十分な支援体制がありませんでした。

今回、市民にとって一番身近な行政である市役所が相談窓口となり、支援策を共に考えることは大きな前進だったと言えます。しかし、事件後の生活を支援する制度や条例は、国、県、市で整いつつあるものの、犯罪被害者を十分支えられるに値する支援額かといえば、そうとは言えません。多くの犯罪被害者が精神的にも経済的にも大きなダメージを背負って一生生きていかなければならない現実を重く受け止めなければいけません。

今回、本市が犯罪被害者等支援条例を制定したことは、やっとスタートラインに立てたということを意味し、今後どのように運営していくのか、どのように専門職員を育てていくのか、どういったところが支援策として足りないのかなど十分に検証して、定期的に条例や支援策を見直していただきたいと思います。ある資料によりますと、申請から支給決定まで平均９か月を要しておりました。これでは犯罪被害者に寄り添った迅速な対応とは言えません。本市では、犯罪直後から被害者に対し迅速できめ細かいサポートをしていただき、中身の濃い支援をお願いいたしまして、本条例に対する賛成意見といたします。

○委員【越水崇史議員】　　条例制定に対して、賛成です。安心して暮らすことができる伊勢原に向けて、また一歩前進するのだなあと実感をしています。もし加えてお願いできるのであれば、支援の声を上げづらい、上げられない被害者の方に対しての配慮も、当然のごとく、忘れずにお願いしたいなと思っています。よろしくお願いします。

○委員【大山学議員】　　それでは、議案第７号についての意見を述べます。

犯罪被害に遭う人は特別な人ではなく、社会で平穏に暮らしている人たちです。犯罪は突然起き、犯罪の被害を受けた人は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件が解決した後も様々な問題を抱えることになります。犯罪の被害者やその遺族、家族には、事件による直接的な心身の被害以外にも様々な被害が降りかかることは少なくありません。精神的なショックのほかに、失職、転職、治療や後遺症のため経済的な困窮、また、うわさ話やＳＮＳによる二次的、三次的な被害など、場合によっては日常生活に深刻な影響が出ることもあります。

犯罪被害者やその家族、遺族が再び平穏な生活を取り戻すことを助けるために、様々な支援施策が設けられています。誰もが犯罪被害者になり得る中、犯罪被害者等の問題は、社会全体として取り組むべき課題であり、基礎自治体として犯罪被害者に寄り添った支援が必要です。犯罪被害者等支援に特化した条例の制定は、被害に遭われた方が平穏な生活を取り戻すための第一歩を助けるために必要な条例と考え、賛成の意見といたします。

以上です。

○委員【小沼富夫議員】　　私からも、「議案第７号、伊勢原市犯罪被害者等支援条例の制定について」の意見を述べさせていただきます。

犯罪被害者等基本法においては、犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられること、犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられることが明記されております。

具体的には、偏見の防止、安全の保障、住居の確保などの二次被害、再被害の防止に関する支援、家事、育児、介護などの日常生活の維持に関する支援、被害回復に向けた弁護士や公認心理師等による相談、情報提供に関する支援、支援金支給等の経済的支援など多岐にわたり、かつ、きめ細やかな支援が、被害直後から必要になってまいります。

国と地方公共団体との役割に関し、地方自治法は、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体に委ねることを基本とする旨を定めております。そして、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等に寄り添う形で、途切れることなく実施される必要があることから、特に住民に身近な行政施策であると言えます。これらのことからすると、具体的な犯罪被害者等支援は、基礎的な地方公共団体である市町村が中心となって担うことが望まれるところであります。そして何よりも、同じ犯罪被害を受けた方々に対する支援の有無や内容が、住む地域によって左右される状況は速やかに解消されるべきであると考えます。

よって、伊勢原市犯罪被害者等支援条例の制定が必要であると考え、本条例制定に賛成いたします。

以上です。

○委員【今野康敏議員】　　私からも、「議案第７号、伊勢原市犯罪被害者等支援条例の制定について」、意見を述べさせていただきます。

本条例は、犯罪被害に遭われた犯罪被害者やその御家族に対し支援を行うことを条例として定めるものとなります。まず、本条例策定をコロナ禍で進められた御努力に深く感謝をいたします。これは、取りも直さず、市長、副市長のリーダーシップの下、このように短期間で今定例会の条例案の提出まで進められたものと考えられます。この点も高く評価させていただきたいと思います。

ここで、改めて犯罪被害者等基本法の前文を引用させていただきます。「安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑

止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する」とあります。

市民の誰もが、どこにいても安心して暮らせる社会を実現していくことは、むしろ行政として当然の責任でもございます。先ほどの質疑でも述べさせていただきましたが、これは、誰一人取り残さない、ＳＤＧｓの理念にも沿うものでもあり、本市において犯罪被害者等支援条例が制定される意義は極めて大きいと考えます。

以上を申し上げて、賛成の意見とさせていただきます。

○委員長【長嶋一樹議員】　ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【長嶋一樹議員】　挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○委員長【長嶋一樹議員】　御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前１０時６分　閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和５年３月２日

総務常任委員会
委員長　　長　嶋　一　樹